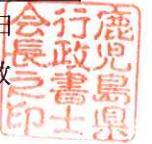


鹿行発第108号 平成26年9月10日

鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



会員各位

「薩摩川内市の都市計画区域再編(変更)に係る情報提供」について(お知らせ)

薩摩川内市より下記の内容について情報提供がありましたのでお知らせ致します。概要は以下の通りです。

事務連絡

平成26年9月9日

鹿児島県行政書士会事務局 様

薩摩川内市 都市計画課長  
山村 昭一郎

薩摩川内市の都市計画区域再編(変更)に係る情報提供について(依頼)

時下、貴職におかれましては御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本市都市計画行政に御高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市の都市計画区域再編(変更)については、これまで説明会等を開催するなど手続きを進めてきたところでありますが、さる平成26年8月19日に鹿児島県都市計画審議会承認されたことから、国土交通省九州地方整備局長同意の手続きを経たのちに公告され、本市の都市計画区域が変更されることとなります。

国土交通省整備局長同意手続きの所要日数が予測できないため、現時点では公告日を確定することができませんが、手続きが円滑に進んだ場合、平成26年9月末日前後の公告となると予想しております。

確定した時点で、再度連絡いたしますが、貴支部会員に対しても情報提供くださいますようお願いいたします。

問合せ先 薩摩川内市役所 建設部都市計画課  
都市計画グループ 吉留、森永  
TEL 0996-23-5111(内線3422)  
FAX 0996-23-8389

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。  
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。  
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。  
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。